

# 最適福祉ミックスとは何か？

——高齢化社会を念頭に——

神山 英紀

近年、福祉多元主義の立場から、福祉ミックスの最適化が言及されている。そこで、この論文では、まず、高齢化社会を念頭に、最適福祉ミックスを、規範的かつ経済的な福祉多元主義として捉え、その意味と意義を明確化する。次に、最適ミックスを実現するための手段として、現実には何がありうるかを具体的に検討する。この結果、このような福祉多元主義を整合的に理解するためには、社会的総負担の概念が必要であり、その基本的論理は「福祉の総提供量を社会的総負担で除したものが最大となるように、各部門から提供される福祉の比率を変える」ことであって、新しく有意義なものと分かる。また、手段については、全体社会を誘導することと「多元主義」との矛盾が、根本的な制約をもたらしていることが示唆される。

## 1. 問題と背景

周知のとおり、現在進行している急速な高齢化は今後数十年続き、やがては世界一のレベルの高齢化率の社会が到来し、その状態は長期間持続するとみられている。このような背景のもと、保健・福祉に関していわゆる「新ゴールドプラン」が94年に策定され、また、特に介護サービスに関しては「公的介護保険制度」が2000年より施行される見通しとなった。差し迫った高齢化に対し、福祉分野における公的制度改革もなされつつあるが、「高齢化」と「高齢社会」は今後1世紀近い長期にわたって続くともいわれており、その観点からは、危急の問題にとりあえず必要な対処をしたところであって、高齢化社会の課題に応えながら制度を再構築する作業は、まさに着手したばかりの時点であるとみることもできる。それゆえ、現在要請され

るのは、むしろ近い将来のための対策を講じることも重要ではあるが、それのみでなく、同時に、これからの時代において、どのような理念・方向のもと、この福祉社会を改革し制度全般を整備しゆくかを、本格的に考え始めることであるともいえる。

ところで、こうした現状において、「高齢化」のインパクトを十分に理解しつつ、一つの典型としては次のような形でみられるような、福祉多元主義・福祉ミックス論の立場からの理念の提案がある。

・・・福祉ミックス論は、市場の役割を強調しつつも、福祉供給においては公有・計画化を基礎としつつ、民営・市場化とインフォーマル部門重視論を最適にミックスした複合システム論であり、資本主義・社会主義・福祉国家をさらに越える複合システムの提唱である。

・・・

福祉ミックス論・福祉多元主義は市場の役割を重視する点とインフォーマル部門の役割を重視する点では、従来のスウェーデン型の福祉国家論とは異なる。しかし、新自由主義に同調するわけではない。社会のシステムには・・・①市場システム、②公的計画システム、③インフォーマル・システムという3つのシステムがあるが、それぞれの長所を生かしてその最適かつ有機的な組合せを実現するという形で、市場重視の新自由主義の主張を取り入れつつも、福祉国家論を発展させようとするのが福祉ミックスの積極的理念である。(丸尾[1998:序章])

福祉多元主義あるいは福祉ミックス論（以下では、文脈上支障のない限り「福祉多元主義」の語に統一する<sup>(1)</sup>は、近年この分野において、最も多く論議された概念の一つであるといっただろう。これは、上でみたように、広くは、福祉サービスが、公的部門、ボランティア（非営利）部門、営利部門、インフォーマル（家族を中心とする）部門の異なる4部門から供給されている事実を指して、用いられている(Johnson [1987=1993])<sup>(2)</sup>。それは、それまでの、政府のみを福祉の供給元とする考え方を見直すことで得られた概念であることでは共通しているが、そこから先は、論者により、概念の用いられ方はかなりの差異があり錯綜もみられる。しかし、広範囲にわたる福祉多元主義を網羅的に扱うのがこの論文の目的ではないし、また、福祉多元主義の様々な立場についてはいくつかのレビュー等でも既に整理が試みられている(河野[1998]、吉原[1991]、Miller [1990])。ただ、上にみた政策的対応は、福祉多元主義の一つの典型的な立場ではあるが、現在のそれ全体を代表するものとは必ずしもいえなくなっているため、これを広い意味での福祉多元主義

の一部として位置付け直し、これからの論述が福祉多元主義のどの部分のものでありどの部分のものでないか、その範囲を明らかにすることは必要である。したがって、ここでは、この目的のために便宜的に、福祉多元主義をある基準のもとに簡単にみておく。

まず、福祉多元主義は、記述的に用いられる場合と規範的に用いられる場合がある。つまり、「一方で、この概念は、現に“ミックス”している福祉システムの経験的で歴史的な記述のために、そしてそこに見い出される混合の多様なタイプの分析のために用いられてきたが、他方で、より最近においては、特定の社会政策の提案のための参照点として用いられている」(Avers [1993]) のである。むしろ、「記述的」に対して「規範的」といっても、多元主義のなかで目標が一致しているわけではなく多様な立場がある。これについては、英国における2つの源流を指摘されることが多い。一つは、ボランティア部門の再評価からはじまり、公私関係の問い直し、さらに福祉の「分権化」と「市民参加」の提起へと至るものである。援助の提供主体あるいはそれに必要な予算や資源の配分決定権を、中央から地方へ、さらに各居住地区へと分権化すること、またそれにより、福祉システムへの住民の参加を可能にすることが進められ、この過程で供給の多元性が確認されたのである。もう一つは、新自由主義であり、またそれに具体的内容を与えたサッチャリズムである。個人の選択の自由を重視し、市場競争による効率性を追及する新自由主義は、政府によりなされていた福祉の供給を市場に移そうとした。さらに、伝統的価値の重視は家族の福祉機能の評価につながった。いずれも、既存福祉国家が集権的、官僚的、権威主義的であることに批判的であることでは共通しているが、イデオ

ロギーの上での隔たりは大きいといえるだろう (Johnson [1987=1993]、青木[1994]、吉原[1991])。

このような2つの立場は、しかし、分析的にみると、それぞれが、政治的な目的と、(福祉の提供における効果や効率に着目するという意味で) 経済的な目的の2つの側面を併せ持っているように見える。「分権化」と「参加」を重視する前者は、福祉に関する意思決定の権限を中央政府から市民の側に委譲させる目的をもつと同時に、これにより、官僚機構との直面によって生じる福祉受容者のスティグマをなくし、住民の多様で変化するニーズに応える福祉提供が可能になるとする。そして、新自由主義の影響が強い後者は、国家の干渉を減じようとする明白な政治的意図を持つと同時に、再分配制度を維持するよりも市場化を進めることが、効率的な福祉提供をもたらす道でもあるとみるのである。したがって、分析上、「政治的多元主義」と「経済的多元主義」の区別が可能といえる。

このようにみてゆくと、福祉多元主義には記述的—規範的という軸と、政治的—経済的という2つの軸からなる4側面があることになる。そうであれば、引用した論述を端緒にこれから述べる内容は、規範的・経済的・福祉多元主義の内にあるとすることができる。いま、他の部分の検討を保留しつつ、この規範的かつ経済的な福祉多元主義について論じたい。しかし実のところ、このように1側面に限定してみても、これからみてゆくように、それは、“各部門が「補完」(Rose[1986=1990]) し合う”、“部門間の「最適かつ有機的な組合せ」(丸尾[1998:序章])”、“[相乗効果](Avers[1993])”等の表現で、漠然と、あるいは曖昧に語られることが多いのである。そこで、この論文の目的は、まず、上の意味での福祉多元主義および最適福祉ミッ

クスの意味と意義を明確にすることである。そして、さらに、高齢化社会を念頭において、最適福祉ミックスを達成するための方法について具体的に検討し、実現の可能性と限界を探ることとしたい。

## 2. 規範的・経済的・福祉多元主義の目的

以下では、福祉多元主義の源流でもあるR.Roseの言辭と、その日本社会の現状への適用をすすめる丸尾直美の言辭を中心に考える。我々は、それらを、記述的・経済的な福祉多元主義から規範的・経済的なそれへと至るものとして把握し、彼等のことばに依拠しながら、その論理的整合性を高める形で、この福祉多元主義の意味を明確に定式化することを目指す。

Roseは、次のように述べている。

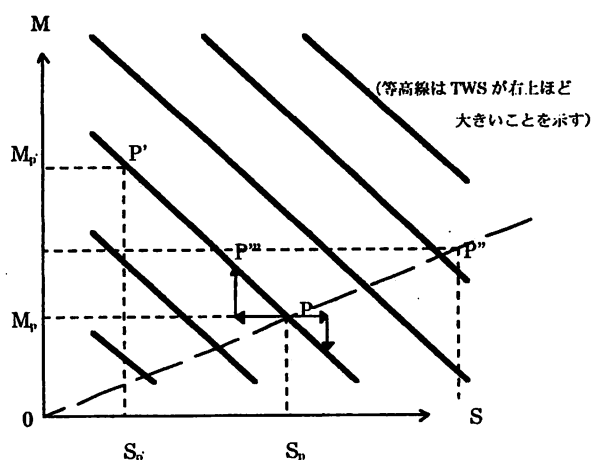
社会における福祉の全体量(TWS)は、Hが家族による福祉提供、Mが民間市場で販売される福祉、そしてSが国家により提供される福祉であるとすると次のような簡単な式で表すことができる。

$$TWS=H+M+S$$

社会における混合福祉は、この三部門でそれぞれ提供される財とサービスの比率によって特徴づけることができる。(Rose[1986=1990])

論者によっては、この3部門に加えて、ボランティア部門を別に取り上げる。近年のこの部門への特別な注目を鑑みると、ここでも、そこから提供される福祉Vを上の式に加えて、 $TWS=H+M+S+V$ と修正しておくのがよいとおもわれる。また、Sは「国家による提供」となっているが、地方自治体などを含めた公的部門からの提供と広く理解しても問題はないだろう。さて、この数式は、先に述べた記述的多元

図1



主義の定式化となる。このことを図1によって説明しよう。

図1では、H、M、S、VのうちのMとS、すなわち民間営利部門による福祉(=市場による福祉・M)と、公的部門による福祉(S)の2部門から提供される福祉を取り上げ、それぞれの量を、縦軸と横軸に表現している。2部門だけ取り上げるのは、単に図示の都合によるものであり、4部門による福祉の場合でも、考え方はこれから述べるのと同様はずである。2部門だけを取り上げたので、この場合、 $TWS = M+S$ となる。このTWSの大きさは、本来は、M軸とS軸よりなる平面に対して垂直な、第3の軸によって表現することができる。しかし、これも表現の都合から、第3軸を含めた3次元風の図を描く代りに、ちょうど地図の等高線のように、同一の線分上ならば第3軸における量(高さ)が同一となるような線分を、第3軸において一定間隔となるように、何本か引くことで表わすことにする。TWS=M+Sであるから、MとSが共に大きくなれば当然、TWSは大きくなり、この図の場合、右上にゆくほど「高くなっている」ことが、何本か引かれた線分によっ

て表現されている。また、 $TWS=M+S$ によって、必然的に、「等高線」の形状は右下がりの線分となり、それらが平行に等間隔で描かれることになる。

記述的福祉多元主義の立場からみた、ある社会の福祉の状態は、この図上の一点で表現される。例えば、ある社会Pでは、公的部門からの福祉の提供が $S_p$ であり、また、市場部門からの福祉の提供は $M_p$ であり、福祉の全体の量は、「等高線」が示す $S_p+M_p$ である。これに対し、社会状態P'は、Pと福祉の全体量(TWS)は等しいが、各部門から提供される福祉の量の比率が、Pとは異なる社会の状態を示している。一方で、P''は、Pと各部門からの提供の比率は同じであるが、全体量が異なる社会の状態を示している。容易に確認できるように、一般的に、この図では、原点を通る直線上(図では破線)にある点は、提供される福祉の量の比率が同じであるような様々な社会状態を意味することになる。

Roseは次の命題も述べている。

混合福祉というのは、論理的に考えると社会で福祉がどれだけ供給されるかという問題とは無関係である。(Rose[1986=1990])

このような言辭は、提供される福祉の比率は同じでありながら全体の量は異なるような社会の状態がありうることを、PとP''との比較によって理解するならば、その意味と正しさを確認することができる。また、同じ著者による、「ある部門からの提供の増加が他の部門からの減退をもたらす」、あるいは「他の部門によって肩代りされてバランスする」、「ある部門における増加は、福祉全体を拡大するのではなく、他の部門を代替するものである」等々は、この

図を用いれば、PからP'へ社会の状態が移行するという観察を述べたものと理解できる。すなわち、一旦、公的部門からの提供は減少するが、その後市場部門からの提供の増加が生じ、結果、比率は変わるが、福祉の全体の量はもとと変わらない。

ここまでの段階では、福祉多元主義に、除去すべき曖昧さが、それほどあるようにはみえない。明確化が必要となるのは、ここに規範的な要素が加わるときである。

民間市場、国家、家族は、いずれもすべての福祉を供給するには不完全な存在であり、各部門の強いところが、他の部門の弱い部分を補完できるのである。(Rose [1986:第1章])

福祉ミックスは・・・単なる混合ではなく、福祉改善を効率的かつ公正に行う上で最適な組み合わせである。(丸尾[1993])

福祉ミックスは複数の部門から提供される財とサービスの比率で特徴づけられるのであるから、規範的福祉多元主義というものがあるとすれば、それは、まずは、各部門から提供される福祉の比率を変えることにより、何らかの望ましい社会の状態を実現しようとするものとみるのは自然であろう。ところで、ここからが重要なのであるが、このような意図を語る際には、暗黙のうちにであれ、「負担」(あるいは「費用」といってもいいとおもうが)の概念が含まれていることに留意しなくてはならない。

このことを説明するために、まず、この「負担」の概念なしで考えよう。すると、先の図から分かるように、(そして繰り返し述べているとおり、)比率を変えることと福祉の全体量とを変えることとは、基本的に独立な変化である。

ゆえに、福祉の全体量をより拡大すべき、あるいは縮小すべきという規範的要求は、多元主義の本質的な部分とは関連しない。また、単に、公的部門など、ある特定の部門による福祉を拡大・縮小せよ、という規範的要求は、多元主義とは別の、より古い起源を持つ要請であるから、もしこれが規範的福祉多元主義の含意であるとするなら、多元主義は、既存の価値観に新たなレッテルを貼りつけただけのものであって、これ自体を改めて考慮する意義は薄い。

もし、そうではなくて、規範的多元主義が有意味なものであるとしたら、それは、例えば、「各部門の強いところが、他の部門の弱い部分を補完」というときに、実際上は考慮しているとおもわれる、ある種の「負担」の概念を明示する必要があるとおもわれる。このときの「負担」は、市場における企業のいわゆる「費用」だけを指すのではなく、公的部門からの提供において財政から歳出される金額から読み取れるもの、あるいは家族成員の例えば高齢者の介護にあたって費やされる金銭的な負担や精神的・肉体的負担、あるいはまた、ボランティアの労力といったほうがよいようなものなどをも含む、非常に広範囲のものとしてとらえられており、また、部分的にであれ、複数の部門間で交換性があるような「負担」と考えられる。ゆえに、これらの「負担」を一括して「社会的(総)負担」と呼ぶことは適切であるだろう<sup>(3)</sup>。

これを、Roseと同様に記号を用いれば、次のようになる。各部門の負担の量は、それぞれが提供する福祉の量に依存すると考えるのは自然なことであるから、それは、それぞれが提供する福祉の量を定義域とする関数の値として、各々、 $Ch(H)$ ,  $Cm(M)$ ,  $Cs(S)$ ,  $Cv(V)$ と表される。ゆえに社会的総負担は、 $C_T = Ch(H) + Cm(M) + Cs(S) + Cv(V)$ となる。

図2

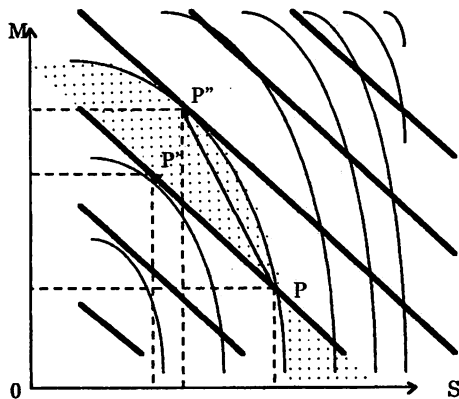


図2においては、社会的総負担は、先に提供される福祉の全体量を考えたときと同様に、 $C_T = C_M(M) + C_S(S)$ と変数を減らしてから、その量を等高線の形で示すことができる。両部門からの福祉の提供が共に大きくなれば、それに伴う社会的負担の総量は増えるはずであるから、これも先と同様に図の右上ほど等高線は高くなる。図における等高線（細い曲線）の形状は原点に対して凹であるが、これは、先に福祉の全体量を示す太線の等高線を描いたときほどの根拠はない。総量と同じである福祉を、一つの部門だけで賄うのは、複数の部門で賄うよりも、おそらくはより負担が大きであろうという程度の理由からである。しかし、この社会的負担を示す等高線は、全体量を示す等高線と、単に、形状（あるいは直線ならば傾き）が異なっただけでなく、それならば、現実の社会的負担の在り様が細線の形状と一致しなくても、これから述べることは全て妥当するとおもわれる。

さて、いま、現実の社会が図上のPにあるとする。つまり、Pで示されるような、各部門から提供された福祉の比率と、全体量と、社会的負担とが存在している。ここで、もし、社会の状態を、PからP'に移行させたならば、福祉の

全体量を全く減らすことのないままに、社会的総負担を減じることができる。このことは、2種類の等高線を基準にPとP'とを比較することにより、容易に確認できるであろう。また、社会の状態を、PからP''に移行させたならば、社会的総負担を全く増すことのないままに、提供される福祉の全体量を増やすことができる。P'も、P''も、もとのPとは各部門間から提供される福祉の量の比率は異なることに注意すべきである。すなわち、比率を変えることによって、明らかに元の状態よりも望ましい社会を実現させたのである。これこそが規範的福祉多元主義の本質を示す事例であるといえる。

例えば、公的部門による介護サービスは、“人間的温かさのあるサービス”という点からは、そのための負担をある程度まで増加させると、それ以上は、もはや効果が上がりにくくなる性質があるかもしれない。そうであれば、提供量の一部は、ボランティア部門やインフォーマル部門等、比較的効率的とみなされた他の部門に肩代りしてもらえば、たとえ、その分の負担を、介護者への補助金の支出などで全て相殺したとしても、福祉の全体量は変わらないままに、社会的総負担は減少するのである(4)。

さて、もう少し詳細に図をみてゆくと、Pの左上の網かけのゾーンは、そのなかのどの点も、Pよりも望ましい状態であるといえる。逆に、Pの右下の網かけのゾーンは、そのなかのどの点も、Pよりも福祉の全体量は小さい一方で社会的負担は大きい、望ましくない状態を示す。では、この二つのゾーン以外の領域はどうか。Pの右上の部分、全体量が大きく社会的負担も大きい。Pの左下の部分は全体量は小さく社会的負担も小さい。すなわち、現状よりも、高負担高福祉の領域と低負担低福祉の領域であるとみることができる。周知のように、この2項

対立に着目し、ときにはこれを2律背反とみて、いずれかの状態への移行を目指すべきであるという見解は、かねてよりあり、今も存在する。しかし、このような規範的要求は、今日までの我々の経験からすれば、いずれにしても、先鋭な価値意識の対立を招かざるを得ず、社会の移行にあたって、より困難な政治的判断が必要となる。したがって、規範的経済的福祉多元主義の提唱の新しさは、福祉の在り方に関する旧来の対立軸とは別の、より合意を得やすい次元を析出したことであるといえる。

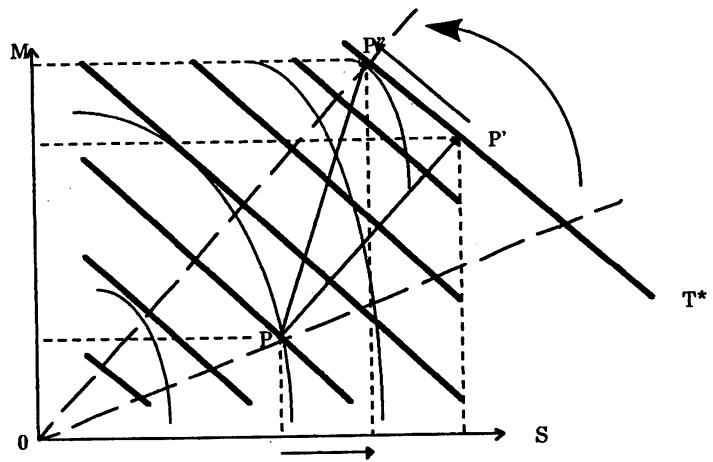
それでも、福祉多元主義は、結局のところ、公的福祉の削減のためのイデオロギーではないかという疑念が残るかもしれない。つまり、高齢化等による財政負担の増大に危機を感じる比較的少数の人々が、公的部門以外の各部門の意義を強調することで、多数者の合意を得ながら公的福祉を減じるための方便として、それが用いられる可能性がありうる。

これについては、次の方向から検討しよう。まず以下の主張をみる。

福祉供給の最適ミックス化といっても、そのための政策は国によって異なる。・・・日本の場合には高齢者・障害者の福祉サービスに関しては公を抑制して民やインフォーマル部門を発展させるというのではなくて、公的部門をも発展させることが最適福祉ミックスへの道である。(丸尾[1996])<sup>(5)</sup>

このような社会改革は、本当に福祉多元主義と整合的なのだろうか。図3において、現状Pをもとにすると、先にみたように、公的部門の縮小なしに最適化がありえないことは容易に確

図3



認できる。だが、現状Pの位置や、社会的総負担の曲線の形状は恣意的なものであるから、例えばPを図の左上方に取れば、最適化へのゾーンは、その点からみて右下方になるために、公的部門の増大によって、最適化をもたらすことはできる。つまり、そのようなことはありえる。だが、問題となるのは、公的部門の比率を現状よりも増すことが規範的福祉多元主義の要求といえるのか、ということである。福祉多元主義は、その語からして明らかなように、公的部門以外の部門の重視から出発した理念である。その意味で、このような社会の移行を主張するならば、そこには実際には福祉多元主義の独自の意味はなく、「公的部門をも発展させることが最適福祉ミックスへの道である」という主張も語義矛盾に近くなる。

しかし、他の理解のしかたもありうる。P'を目指すべき社会としてみよう。この点は、先にみたように、Pを現状とした場合、現状よりも「高負担高福祉」となる点であるから、最適福祉ミックスへの移行にはみえないかもしれない。しかし、例えばP'と比べた場合のP''、別のいいかたをすれば、現状PからP'への移行に比べた場合のPからP''への移行は、最適ミックスへ向かっていることを図から確認することがで

きるであろう。つまり、提供される福祉の全体量を $T^*$ として与えられたものとすれば、 $P''$ は $P'$ よりも最適化されている。したがって、もし、今後の社会の高齢化を前提として、提供される福祉の全体量の増大については広範な合意がなされるとするならば、 $P$ から $P''$ への移行は規範的経済的福祉多元主義にもとづくものとみてよい。そして、この点は、公的部門からの提供は増している一方で、民間営利部門からの提供がさらに増すことによって、比率は現状よりも公的部門が減少した状態であることに注意してほしい。

このように、ある条件のもとでは、規範的福祉多元主義が要求する社会の変化は、必ずしも、公的部門の縮小を意味しはしない。両者は、基本的に独立な変化である。ゆえに、福祉多元主義は、少なくとも、概念的には、公的福祉削減の意図とは無関係である(6)。

さて、ここまで来て(7)、規範的経済的福祉多元主義は、以下のように簡潔に定式化できることがわかる。すなわち、各部門から提供される福祉の比率を $r = (1/TWS) \cdot (H, M, S, V)$ で表わしたとき、提供される福祉の総量 $TWS$ と社会的総負担 $C_T$ のいずれかあるいは両方に制約(一定とする等)を与えた後、 $TWS/C_T$ を最大ならしめる $r$ を追求することであり、次のようになる。

$$\arg \max_r \frac{TWS}{C_T}$$

「最適福祉ミックス」が、どのようなものであり、どうして行うべきといえるのか、また、どの方向にどの程度行うべきであるか、という問いに対しては、明快かつ象徴的な形で答えたといつてよいだろう(8)。

### 3. 規範的・経済的・福祉多元主義の手段

さて、以上のように、規範的・経済的・福祉多元主義がなにを目指しているかは明らかになった。しかし、我々は、規範的という言葉を用いるときには、目的だけではなく、そのための手段を問うことも避けられない。「どのような状態を目指して」という問いに答えたときには、現実のなかで「いかにしてそれを達成するか」という問いにも答えるための作業を同時に行わなければ、「規範的」という語は、「願望」や「信仰」という言葉と大差ないものとなる。最適福祉ミックスを実現するための手段にはどのようなものがあり、どの程度に比率(バランス)を変えることができるのであろうか。そして、また、他ではなくて、最適化に向かってバランスを変えることは可能なのであろうか。これらの重要な問いは、しばしば、既存の研究では、「どのような状態が望ましいか」という問いへの応答と曖昧に関連させて論じられており、それ自体を区別して論じられることは少ない。しかし、ある望ましい状態が現実にあること、あるいは、そのような状態の実現について広範な合意があることは、それが実現されること、実現できることとは別の事柄である。そして、また、そのような手段がどのようなものであるかも、自明な単純なものとしてあるわけでもない。このような目的と手段との乖離とでもいうべきことは、集合的現象においては、ごく普通にみられることである。

例えば、ここで対象としているような全体社会ではなくて、部分社会である経済の分野について考えてみよう。そこでは、望ましさの基準としてパレート効率性が多く用いられる。パレート効率的な状態は、パレート効率的でない場合に比べれば、おそらく誰もが望ましいとする状態である。しかし、これの実現に用いられる



のは、そういう状態を求める人々の合意では、必ずしもなく、大抵は、個々の効用あるいは利潤を追求する多数の主体の自由競争によって達成されるとみるのである。そして、多数の主体による競争という前提が崩れ、寡占や独占が生じるときには、再び望ましい状態の実現のために、司法・行政機関は独占禁止法のような規制を、手段として行使することになる。すると、主体は、このような手段の発動を警戒しつつ、再び利潤の最大化に照らしつつ自己の行動を調整しなくてはならない。これら関連しあう諸要素間のダイナミクスのなかで、望ましい状態が追求されるのである。

また別の部分社会である政治の分野について想像しよう。仮に、誰もが「(政権交代が生じやすいなどの理由から) 二大政党制が望ましい」と考えたしたら、そのような政治状況が出現するであろうか。有権者は、個々別々に、またこれ以外の理由も加味して投票を行うのであるから、それだけでは望まれた状態が生じるとは限らない。そこで、立法・行政機関は、選挙制度を中選挙区制から小選挙区制に変更するかもしれない。それに対し、有権者は、今度は、この制度の変更によって、結果がどのように今までと異なるかを予想しつつ、投票行動を変えるかもしれない。

このように、目的と手段とは基本的に別個のものであり、また、手段やその効果は自明なものではない。以下では、日本の現在の高齢化社会を念頭に、規範的・経済的・福祉多元主義の手段の面を考察するが、全体社会の複数の部門を同時に扱うことからみても、この手段や効果を明らかにする作業は容易ではない。ここでは、全体を概観し、欠かすことの出来ない論点を拾い上げて、今後のこの問題の研究の端緒としたい。したがって、いままでのように分析的にで

はなく、探索的にみてゆくことにする。ただ、それにしても、記述のための最低限の枠組みは必要となる。そこで、先の部分社会における例を参照すれば、便宜的に、次のように「手段」を分類することができよう。第一に、独占禁止法の施行や選挙制度の改革のような、「公的機関による、望ましい状態への意図的な誘導」である。第二に、先の例における企業や有権者の行動のような「意図的な誘導に対して反応する調整的行動」である。これを「手段」というべきかどうかは問題であるが、社会状態の移行に欠くことのできない要素ではある。さらに、記述の便宜のために、前者の「公的機関による意図的な誘導」は、法律・条例の改正や許認可権限等の強制力を背景とした誘導である「制度的な誘導」と、主に金銭的な価値を誘因とする「経済的な誘導」の二つに分けておく。数少ない、ミックスの調整の手段についての研究のなかで、I.Svetlikは、「直接的-間接的」と「集権的-分権的」のふたつの観点からの接近を試みているが、このうちの前者の観点は、ここでいう「制度的-経済的」という区別にほぼ対応しているとおもわれる (Svetlik [1993])<sup>(9)</sup>。

念のため付記するが、手段の主体は公的機関である、というときの「公的機関」は、福祉の提供主体の一つとしての「公的部門」とは区別されているし、区別すべきである。公的機関は、公的福祉の管理だけではなく、国防・教育・公共事業をはじめ様々な意思決定と執行を担当する主体である。仮に、公的機関を国家と叫べれば、公的部門とのニュアンスの違いは明瞭になるだろう。一般に、福祉多元主義において、しばしば、国家は、ここでいう「最適化を達成する手段の主体」としての役割を期待されているのである。

・・・福祉多元主義のある側面・・・国家は、福祉の供給主体としては後退しているけれども、まだ積極的に果たすべき役割がある。この役割には、福祉多元主義が機能する上での枠組みの提示と、その発展に有利に働く条件の設定とその保障が含まれている。国家は、公正な資源配分を保障できる唯一の機関として、主たる資源の拠りどころであり、また重要な規制的作用を担っている。(Johnson [1987=1993])

現実の福祉提供に関しては地方自治体も大きな役割を果たすから、ここでは、国家ではなく、公的機関という言葉を用いる。

記述の範囲についても、いくつかの限定を加えることを前もってっておかなくてはならない。第一に、いま述べたように、現状における公的機関が主体となるようなバランスの変更手段のみを取り上げるということである。それが、社会運動の影響によるものか、広範な世論の支持によるものか等、その源泉は様々にありうるが、いずれにせよ、公的機関が、福祉のバランスを最適ミックスに向かって変える意思を持ったと仮定したときの手段についてのみ考える<sup>(10)</sup>。

第二の限定は次のことである。本来は、福祉の提供主体として4部門が存在するから、2部門ずつバランスの変更についてみてゆくとしても、6組みについて言及しなくてはならない。しかし、ここでは、そのうちの、公的部門が関係する3組みについてのみ記述する。公的部門が提供する福祉の増減は、公的機関の意思決定によって、その変更は容易であるとみられる。したがって、これと他部門とのバランスの変更が、福祉ミックスのための手段としては、他の部門間の関係よりも実質上重要であるため、まずこれらのバランスについてみてゆくことにし

図4

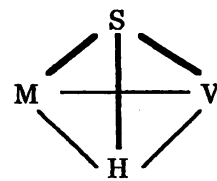


図5

		H, M, V	
		増	減
S	増	+ \ +	+ \ -
	減	- \ +	- \ -

たい(図4)。

第三の限定は、より自然なものである。先の図から確認できるように、公的部門と他部門とのバランスの変更は、提供量との関連のなかでみれば、それぞれの部門において増大と縮小とがありうるから、2部門につき4つのパターンの量的変更を通じて、生じる可能性がある。しかし、このうち、公的部門と他の部門が共に縮小するパターンは、社会の高齢化への対応として検討する意味はほとんどないし、また、公的部門が増大し他部門が減少するパターンは、福祉多元主義の本質からして重要度は比較的低い。したがって、これ以外の福祉提供量の変化のパターンのなかで生じるバランス変更の手段、すなわち公的部門からの提供量を増大あるいは縮小させつつ、他のもう一つの部門からの提供量を増大させる可能性がある、とみられる手段を、基本的には、挙げることにする(図5)。

### 3.1. 公的部門と営利部門<sup>(11)</sup>

はじめに、社会的な論点としてこれまでに多く取り上げられた部分であろうが、公的部門と営利部門とのバランスに関わる諸手段が考えら

れる。営利部門が高齢者に供給していた財やサービス（以下、単にサービスという）を公的部門が負う、また逆に、公的部門が負っていたサービスを営利部門に委譲するという行動、あるいはまた、公的部門が営利部門の供給活動を促進したり抑制したりする可能性、等々が考えられる。

まず、「公的機関による制度的誘導」であるが、これについては、(a)市場が創出され、企業の参入が活発になる場合と、(b)一方の部門が負っていた（あるいは請け負うべき）業務を他方の部門に移行する場合、の二つがある。例えば、前者については、公的介護保険において、仮に要介護認定者に介護手当が支給され、行政に認可された営利企業の内からサービスを購入することができるでしょう（当然、福祉事業法のような法律の改変をとまなうであろう）。すると、これにより市場が創出され、供給主体である企業の新たな参入の意欲を高める。また、老人医療費を無料化して国が肩代りしたり、一部を国が補助することにより、医薬品業は何らかの影響を受けるであろう。また、現実とは別に、論理的可能性として考えるならば、病院を国営化したり、逆に民営化するというような、産業全体の国営化・民営化が、この手段のうちで、最大規模の変化を促すものである。

後者の(b)については、厚生年金基金は、公的年金である厚生年金の掛け金の一部を、企業が徴収し、運用・給付する制度である。ゆえに、公的部門の業務を民間部門が肩代りしているともみることできる。この場合は、制度の創設・変更によって特別な需要が喚起されたわけではなく、またほとんどは高齢者へのサービスとは無関係な財を扱う既存の企業に業務が移されている点でも、先の場合と異なる。しかし、いずれも、公的機関による制度の変更によって、公

的部門と民間部門の間のバランスを変える事例とみることができる。

次に、「公的機関による経済的誘導」を検討する。民間部門における企業は、供給すべきサービスを生産するのに費用をかける。手段は、この当然の事実から、自然に生じるものである。例えば、特別養護老人ホームのような施設におけるサービスなら、その、用地取得費、施設建設費、運営費等々が必要となる。このように区分される費用のうちの一部を公的部門が出資し、残りを営利部門が出資するということがありうる。「公設民営」の施設、あるいは公用地に民間業者が施設を建設するという場合である。あるいは、また、より一般的に、何らかの高齢者へのサービス供給を目的とする事業に対し、政府・自治体が低利で融資をしたり、補助を行ったりするケースもありうる。このように制度にヴァリエーションを与え、また援助の程度を変化させることによっても、バランスは変化する。

「誘導への調整的行動」であるが、公的部門と民間部門とは、市場を通じて、つまり、そこで民間部門の企業が、より大きい利潤を求めて行動することを通して、互いに競合することがありうる。この、市場における個々の企業は、もちろん、先の2つの手段に影響されたものである。同一のサービスの提供が両方の部門からなされるとき、基本的なバランスの決定は、公的部門が提供するサービスの質と量および「価格」を所与として、民間部門は市場均衡における自身のサービスを供給することとなるであろう。例えば、民間部門の養老保険の設計は、公的年金の支給体系を十分に考慮してつくられるはずである。したがって、公的部門の提供する量の決定が、両部門のバランスを変える手段となりうる。ただ、これが基本的な考え方では

あるが、営利を求める企業は創造的に多様な商品を開発し、ニッチを求めて自由に行動する。例えば、今日までの施設型介護サービスについていえば、民間部門のケア付集合住宅と公的部門の介護施設とは、財の性質は類似したものであるが、実際には、値段も利用層も異なり、両部門が同一の市場において競合していたとはいえない(丸尾[1998:第2章])。したがって、両部門のミックスの結果を正確に予測して行使するのは困難といえる。

### 3.2. 公的部門とボランティア部門

次に、公的部門とボランティア部門のバランスを変える手段についても、上と同様に3つの視点からみてゆきたい。ただし、日本の現状を念頭においた場合、実のところ、まず問題とすべきなのは、どのような組織がボランティア部門に属すとみなすべきかという点である。つまり、民間社会福祉団体の大きな部分を占め、高齢者に多くのサービスを供給している主体である「社会福祉法人」を、措置委託制度との関係のなかで理解しておくことがまず必要となる。

社会福祉法人は、法形式上は、民間非営利団体であるが、行政の下請け機関のように捉えられることが多い(水谷[1995][1996])。つまり、ボランティア部門ではなく、公的部門に属すとみられている。これには、まず、憲法によって、「公の支配」に属さない慈善事業をする民間の福祉団体への公費助成が禁じられているという背景があり、そして、これに抵触しないで、政府が民間の社会福祉事業への助成を可能にするために、「公の支配」に事業を属させる、措置委託制度が設けられているという事情がある。措置委託制度によって、社会福祉法人は、公的資金を得られる一方で、行政からさまざまな形で監督を受けることになる。すなわち、所轄庁

による設立における審査と認可、業務、会計の調整、監視、業務運営上不適切な状態が生じた場合、法人の事業の停止や廃止等々である。「社会福祉事業の一般的規定・・・では政府から自立した組織とされた民間社会福祉団体が、措置委託制度というもう一つの制度条件をかぶせられることにより、その独自性や自立性を生かし助長することを阻まれたのである。」(水谷[1995])。

以上のように、日本社会の現状を考慮したときには、社会福祉法人がボランティア部門に属するかがまず問題となるために、公的部門とボランティア部門とのバランスを変化させる方法は、やや複雑な枠組みのなかでみてゆく必要がある。まず、社会福祉法人に関しては、それ自身が、初めから、公的部門とボランティア部門との混合物である(それぞれの混合の比率がどうであれ)とみるのが妥当であろう。しかし、この混合は、法律によって、行政からの監督と、財源の保障とが互いに強固に結び付いたものである。したがって、我々の枠組みでみれば、始めから「制度的誘導」と「経済的誘導」とを併せて働かせる余地があるといえ、そういえないこともない。しかし現在の法的な枠組みを所与とすれば、そのバランスを柔軟に変える余地は少ないように見える。このことは、歴史的に独特につくられてきたこの現実社会に、抽象度の高い福祉ミックスの方法を適用するさい、「福祉」の定義の範囲にもよるが、より一般的な、決定的な論点にもなりうる。「社会福祉事業の提供主体を行政に限り、民間は行政の代行者としてのみ活用するという措置(委託)制度及び関連諸制度の存在自体が多様化するニーズに応え、多元的な主体が多様な福祉サービスを供給するマーケットの発展を阻害している」(福田[1998])とみることさえできるので

ある(12)。

もちろん、より明確にボランティア部門に属するとみられる任意団体の形式をとる組織も存在する。この場合に限って考えれば、まず、「制度的誘導」についてであるが、ボランティア部門の主体は、そのもともとの定義からすれば、自発的なものであるが、実際の活動にあたって、むしろ立法・行政が主導する制度の影響も被る。例えば、98年に成立した特定非営利活動促進法(NPO法)は、保険福祉活動を含む特定の公益・非営利活動をするボランティア団体が法人格を取りやすくすることを目的としたものである。そして、このとき、法人格を得ると同時に、事業報告書や役員名簿の提出義務など、(これまでの法人格取得のための要件と比較すると簡単なものではあるが、ある程度の、)行政の監督を受けることになる。さらに、NPO法において、課税の範囲を変えたり、寄付金(企業のフィランソロピー活動によるものなど)への優遇措置を与えたり変化させたりすることは「経済的誘導」における手段ともいえよう。

その、「経済的誘導」についてみる。これは、むしろ先的手段に属するものとして理解することもできるのであるが、非営利団体を組織化することは、それだけでコストのかかることである。つまり多数の人間が個々に活動を行う意欲をもっていても、それで必ずしも、団体が形成されるとは限らない。社会運動研究の分野で、「ボランティアのジレンマ」という言葉があるが、最初に団体を組織することは、すでに存在している団体に参加することよりも、多くのコストを要し、このために、自発的な意欲は生かされないままになることもありうる(Diekmann [1985])。したがって、自治体が、非営利団体の組織化の契機をつくるならば、それは提供主体の形成における重要な要因である。

自治体が公社をつくって有償ボランティアの参加を促す事例に、それをみることができる。ゆえに、行政が、この契機の頻度などを操作することは、バランスを変える一つ的手段となりうる。

論理的な可能性としては、自律性をもって活動する非営利団体に対して、政府・自治体が、その団体が供給する高齢者へのサービスを購入する、「受注制度(サービスの委託購入)」という形もありえる。これは、公的部門がボランティア部門に業務を委譲していることに相当するだろう。

「調整的行動」であるが、非営利団体は、需要、すなわち、あるサービスに対する「支払う意思があり支払うことのできる対価」をめぐって、公的部門と競合しているのではない。非営利団体は、基本的に、高齢者のニーズ(必要性)を発見し、それに対応しようとして行動する。したがって、ニーズをめぐって、公的部門と「競合」し、二つの部門の間の分担と補完の在り方が決まるはずである(13)(14)。公的部門のニーズへの対応を所与としたとき、ボランティア部門のサービスの提供は、ある程度は、人々の人口構成と機会費用にもよる(例えば学生や主婦の人口や機会費用はサービスの提供量と深く関係しているとおもわれる)。しかし、「自発性」が鍵を握る活動であるから、その予測は困難である。ただ、公的部門の制度的な対応の残余を、ボランティア部門が埋めるとすれば、公的部門の制度の変更は、両部門間のバランスに、どのようなものかは明確でないにしても、何らかの影響を与える手段ではあるとはいえる。

### 3.3.公的部門とインフォーマル部門

三番目に、公的部門とインフォーマル部門の間のバランスを変える手段についても、同様に

3つの視点からみてゆく。「制度的誘導」であるが、まず認識しなくてはならないことは、インフォーマル部門においては、家族が高齢者を介護するとき典型的であるように、この部門の提供する福祉の比率の増大や減少というのは、単にある人が“サービス提供”活動を始めたり止めたりすることを意味する。ゆえに、インフォーマル部門における提供の増減は、基本的にはそれぞれの人の意思による。そして、その意思形成は、利他的動機や社会規範や世代間の互酬の期待などにしたがってなされる。

ここで政府の高齢者政策、制度がどのようなものであるかは、やはり重要である。例えば、老人福祉の重点を施設収容から在宅対策へ政策転換すること、それにともなって、具対策として、老人ホームの建設よりもホームヘルパーの拡充を優先することなどは、提供主体の形成とその提供量の程度に影響するだろう。また、企業の従業員がその家族を介護しやすくするために、介護休業制度を創設したとき、その休業期間や所得保障を拡充・縮小することも手段となりうる。個々の提供主体への影響の仕方は、主体であるところの各人が持つ規範や互酬の感覚によって、大きな差があるだろう。

「経済的誘導」としては、他の部門と同様に、扶養減税において所得控除の枠を変えるという手段がありうる。インフォーマル部門に、「本人の自助」という形態を含めるなら、それを促進するものとして、利子を非課税にするなどして優遇した、老後資金に目的を限定した定額貯金を挙げることができる。

「調整的行動」であるが、例えば、家族が福祉の提供主体である場合、「提供」の可能性の対象は、当然に自分の家族であって、営利部門やボランティア部門の場合のように、対象の範囲、活動の規模が大きく変化することはない。

ただし、長期でみれば、所得（年金）や介護に関する公的制度の存在と規模は、家族内部の世代間の福祉提供に影響するであろう。理論的考察では、むろん仮定により（例えば家族成員を利己的とするか利他的とするかなど）結論に差があるが、基本的には、公的部門の拡大・縮小は、家族による福祉の代替的な縮小・拡大をもたらすとされている（Cigno [1991]）。

#### 4. まとめ

以上、まとめると、まず、数名の論者により創られた最適福祉ミックスの概念を、規範的経済的福祉多元主義として把握し、社会的総負担の概念を導入することにより、既存の言辞と整合性を持つ形で定式化した。具体的な内容は上にみたとおりである。

次には、このような最適ミックスを実現するための手段として何がありうるかを、探究してきた。これについては、どうであったか。まず、「制度的誘導」と「経済的誘導」について考えてみよう。これらの誘導によって、全体の提供量とバランスがどのように変化するかは、形式的な論理の上では、「誘導」のために公的部門が新たに関与して提供した量だけでなく、もともと提供していた福祉の量をどれだけどのように変えたか（例えばその分を削減したかなど）あるいは変えなかったかに依存するので、このままでは明らかではない。しかし、このような「誘導」をする理由は、「負担」を加味して考えれば実際には明らかであって、公的部門における費用を全体として縮小しても、他の部門において、その費用をさほど増大させないままに提供量は増大するであろうとみているのである。そして、このような変化が実現するなら、それは最適ミックスに向かうバランスの変化である

ことは当然である。これは、レトリカルな言い回しをすれば、公的機関が「介入する」ことによって、他の部門からの福祉の提供を「刺激」したり、「活性化」したりしようということである。したがって、このときの問題は、(公共事業を発注して需要を喚起させる場合のように、) どのような特別な相乗効果、波及効果もたらされるのかが明らかではない、ということである。

また、ボランティア部門においては、政府による統制や誘導の強化は、この部門の特徴である自発性(ボランティアリズム)と矛盾する可能性が見い出された。この矛盾の可能性は、当然、自由に利潤を追求する企業からなる営利部門においても、存在するはずである。

そして、また、これらの「誘導」に反応して「調整的行動」がどのように生じるかも問題となる。企業の活動は、利潤の追及というその行動原理からして、予測が困難であり見通しが立てにくい。また、ボランティア団体は、規制が抑えられているなら、主に、公的部門によっては充足できなかったニーズの残余に対して、自発的に行動する。そして、家族・友人・近隣は、それぞれが可能な範囲で、自分の規範に応じて活動すると考えるべきである。つまり、各部門の活動は、それぞれの原理にしたがって、公的部門の提供を所与として、後は、いわば自然に決定される。

先に述べたように、ここでの考察は、最適ミックスへ社会を移行させる手段とその効果を明らかにしてゆく作業の端緒と位置付けるべきものである。しかし、いくらか具体的に手段を概観すれば、規範的・経済的・福祉多元主義の論理を形式的に突き進めた先には、ある逆説が存在していることに気付かざるを得ない。

福祉多元主義は、福祉の多元性を重視し、と

くに公的部門を福祉の一部であるとみることによって、自らを、既存の福祉国家論と区別しようとするし、当然のことながら社会主義社会とも異なるものであることを主張する。このように、多元性を強調することは、公的な支配から自由な、広大な社会の領域を認めることに他ならない。しかし、一方で、規範的かつ経済的な福祉多元主義は、社会全体を対象とみて、それをある状態に移行させようとするのである。より詳細に言えば、次のようになる。望ましい社会への移行のためには、各部門間の福祉提供を調整・規制する公的機関の機能が不可欠である。確かに、意思決定をし権力を行使する公的機関は、福祉を提供する公的部門とは区別できる。だから、公的機関に、ある役割を期待することは、そのまま公的部門の維持・増大を意味するわけではない。公的機関をより強大にすることによって、公的部門をより容易に縮小させることさえもできるであろう。しかし、福祉多元主義の理想が、単に公的部門の増大・縮小の操作によって得られるものでないとするならば、公的機関は、他の部門をも「誘導」しなくてはならない。他の部門は、いわば、その定義からして、それぞれに独特の行動原理に従って行動しているのであり、社会全体の目標に準じて協同して活動しているわけでは決してないからである。そして、もし、規範的かつ経済的な福祉多元主義を強力に押し進めようするなら、「誘導」は「統制」の色彩を強めることになるであろう。そのときには、公的部門は増大しないかもしれないが、他の部門は公的部門としての性格を多かれ少なかれもつようになるであろう(現在の社会福祉法人をボランティア部門に属するとしてみた場合のように)。

このように考えると、われわれは、規範的・経済的・福祉多元主義と名付けたところのもの

が、既存の社会の在り方を超える新しい理想像を示したものであるという見方にはすぐには賛同できなくなる。しかし、また一方で、だからといって、反対に、「誘導」が「統制」になるのを忌避するという前提に立てば、つまり、そこまでして、積極的に理想を追わないとするなら、この、よりソフトな多元主義は、公的部門が、他の部門の活用を視野に入れながら、福祉制度の多様化を模索する道程を意味するものとなる。これは多元主義に基づくものというよりも、「公的部門による福祉の精緻化・高度化」という表現が、むしろ妥当なものとおもわれる。

ここまで、高齢化社会を念頭において、福祉多元主義の可能性をみてきた。それは、社会の目標としてみたとき独自の新しさを持ち論理的に存在しうる。一方で、そのための具体的な手段は、ここでの簡単な考察に基づく限り、根本的な困難を持っていることが示唆される。

もしも、この目的と手段のギャップを埋めながら、さらに最適福祉ミックスの実現可能性を探究しようとするならば、まずは、我々が、手段の考察において、いくつかの限定をかけたことを思い出す必要があるであろう。例えば、手段行使の主体は、ここでは現状の公的機関に限定していた。しかし、意思決定をし、執行する公的機関の性格、特に、例えば高齢者福祉のような特定分野に限定したときのそれは、歴史的に不変というわけではなく、新しく変化しうるものである。したがって、先に述べた分権化や参加を含めた政治的福祉多元主義の観点をも加えて、経済的福祉多元主義について改めて検討することも、最適ミックスへの途を探るための一つの方向であるかもしれない。そのような探究は、ひいては、福祉多元主義全体のより大きな可能性を見出すことにつながるであろう。

## 注

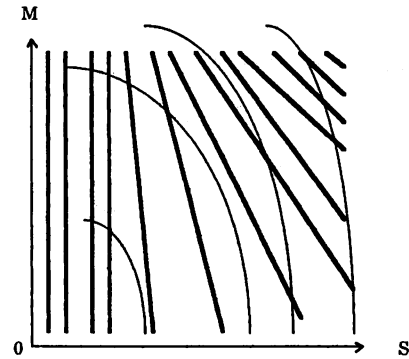
- (1) 上記の引用では同義で用いられているため、この論文では、福祉多元主義の語のみを原則として採用して使うが、両者を区別する論者も存在することを一応付記しておく。(例えばEvers[1993]を参照せよ。)
- (2) 各部門の呼び名は論者によりいくらか異なる場合がある。また、ここにおけるボランタリー部門は、上の引用にみたように、インフォーマル部門と併せて一つの部門としたり、あるいは、インフォーマル部門と公的部門の中間的形態と捉えて、3部門を供給元とする見方もある (Evers[1990])。
- (3) 特にインフォーマル部門やボランタリー部門において、「社会的負担」を、「提供される福祉の量」と区別しつつ、どのように概念化した操作的な形にするかは、問題となりうる。いま、いくらか技術的なレベルでの示唆をするなら、「提供される福祉の量」については、基本的には、市場における同内容のサービスの市場価格に時間を乗じることになるであろう。そして、もしも、福祉受容者にとって、家族など特定者からのサービス提供が、市場からのそれよりも価値が高い(低い)と感じられるならば、「その特定部門によるサービスの単位時間は、市場によるサービスのどれほどの時間で代替できるか」と問うことにより、特定部門の福祉提供量への重みづけが決まる。一方で、「社会的負担」は、サービス提供者の機会費用によって概念化できるであろう。
- (4) もう少し一般化すれば、最適化の源泉は、一つには、福祉の細目のそれぞれにおいて、部門間で、(提供量/負担)、つまりは「生産性」が異なることであり、二つ目には、ある提供量(または負担量)からの、さらなる追加的な提供(負担)は、それまでに提供(負担)した量に依存して変化する



る可能性がある（限界的な提供量（負担量）が必ずしも一定でない）ことにある。

- (5) 原文では、「・・・民やインフォーマル部門を抑制するというのではなく・・・」となっているが、前後の文脈から考えて、文言の誤りであると判断し、書き換えて引用した。
- (6) ただ、もちろんそれは概念としてであって、これは決してこの概念に限ったはなしではないが、社会政策に関わる概念が喧伝・流布される過程のなかで、公的福祉縮小のためのイデオロギーとして実際上機能する可能性は存在すると思えなくてはならない。
- (7) ここまで福祉提供の「効率」の問題を扱ってきたが、もう一つの重要な価値である「公正」の問題については、規範的・経済的福祉多元主義は、より間接的に関わっているとおもわれる。「公正」の問題は、「提供される福祉」または「社会的負担」の、社会成員への「分配」の問題として捉えられる。したがって、各部門が、福祉と負担についてどのような分配をもたらすかが、福祉多元主義において考慮すべきこととなる。例えば負担については、公的部門による介護サービス提供の負担をインフォーマル部門に委譲すると、仮にそれにより社会的総負担が全体として減少したとしても、負担の性別間の分配に注目するなら、女性の負担は増大しているかもしれない。また、提供される福祉については、「最低限の必要性は、全ての社会成員に無条件に平等に満たされるべきである」とするなら、民間営利部門の福祉提供によってはこのような分配は難しく、公的部門による提供が効率をある程度犠牲にしてなされなければならないかもしれない。これらのことは、提供量や負担そのものを基準に最適ミックスを定義するのではなく、これらに基づく指標によってそれを定義することによりある程度解消される。下図では、太い等高線は、提供量そのものではなく、総提供量が

少ないときには、公的部門からの提供によってのみ増大し、総提供量が大きいときには、市場部門からの提供によっても増大するような、ある指標を表現している。このような指標をもとに最適ミックスを考えることにより、「公正」の問題を含めた規範的考察が可能になるかもしれない。



- (8) 以上は、規範的・経済的・福祉多元主義として理解されるものの、一つの論理的に整合的な理解である。しかし、既存研究をみると、「規範的・経済的」といえるものでありながら、ここで定式化したことから外れる内容も散見される。それは、例えば、福祉の供給源自体のミックスへの言及であったり、福祉を受容する側の選択肢を広げることへの言及であったりする。この意味でも、ここでの定式化は、福祉多元主義のうちの一部分を扱っているであることを確認しておきたい。
- (9) 後者の「集権的一分権的」という観点は、むしろ、ミックスが調整されている状態の様々なタイプを峻別するためのものであり、ここでいうバランスを変えるための「手段」とは直接は関係のないものであるといえる。
- (10) Svetlikは、ミックスの調整のエージェントとして、サービス提供・財政援助・調整の全ての国家機能を弱める「国家の一般的離脱」、現状の諸手段を利用する「現状維持」、調整の機能のみを強化する「国家の再編」、多元化された提供諸主体によるコーポラティズムなどの「多元的調整」の4つを挙げている（Svetlik [1993]）。この分類に従うと、

ここで述べることは、「現状維持」から「国家の再編」に移行する可能性を具体的現実を参照しつつ探るということになる。Svetlikは、「国家の再編」について、時代錯誤的としており、「多元的調整」に期待しているように見える。この見方を否定するつもりはないが、この論文の問題意識からすれば、まず、現実により近い地点から考察を始めるべきであると考え。

- (11)以下の論述は、過去の新聞記事等を参考にした他、丸尾[1996]、城戸[1996]等を参照している。
- (12)近年までの措置制度の動向に関する議論は、堀[1995]が参考になる。
- (13)ボランティア部門の存在理由については、諸説があり、例えば、武智は、それを(1)公共財の理論

(2)契約の失敗理論(3)組織間関係論の3つに要約している(武智[1996])。(他に、Weisbrod [1986], Salamon [1987]等を参照。)ただ、ここでは、民間部門との対比に力点をおいて、「需要」に対しての「ニード」という視点で一応このようにまとめたことをことわっておく。

- (14)ボランティア部門の場合にも、民間部門の場合から類推して、何らかの意味での効用極大化と市場均衡により調整されるとみるなら、それは遠回りの推論となるであろう。

(付記)この論文は、文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

#### 文献

青木圭介 1994 「福祉計画と「福祉社会論」」『広島女子大学文学部紀要』29:73-81。

Cigno, Alessandro 1991 *Economics of the Family*, Oxford Univ. pr., USA.=1997 田中 敬文・駒村 康平訳、『家族の経済学』多賀出版。

Diekmann, Andreas 1985 "Volunteer's Dilemma," *Journal of Conflict Resolution*29-4:605-610.

Evers, Adalbert 1990 "Shift in the Welfare -Introduction a New Approach for the Study of Transformations in Welfare and Social policy," in Evers, Adalbert・Wintersberger, Helmut(eds.) *Shifts in the Welfare Mix:Their Impact on Work, Social Services and Welfare Policies*, Campus Verlag Westview Press.

Evers, Adalbert 1993 "The Welfare Mix Approach:Understanding the Pluralism of Welfare System," in Evers, A. and Svetlik, I.(eds.) *Balancing Pluralism:New Welfare Mix in Care for the Elderly*, Avebury.

堀 勝洋 1995 「措置制度の動向」『ジュリスト増刊 福祉を創る』有斐閣。

福田素生 1998 「福祉サービス供給システムとしての措置(委託)制度の考察:保育所制度の改革等を素材として」『季刊社会保障研究』34-3:268-280。

椋原 朗 1994 「福祉国家の変遷と四福祉部門——ジョンソンの福祉多元主義の諸問題——」『神戸学院経済学論集』26-2:89-128。

城戸喜子 1996 「福祉供給における市場機能と福祉ミックス」『季刊社会保障研究』32-2:167-177。

河野 真 1998 「福祉多元主義のゆくえ」『季刊社会保障研究』34-3:268-280。

丸尾直美 1996 「福祉供給における市場機能と福祉ミックス」『季刊社会保障研究』32(2):104-116。

丸尾直美 1998 「福祉ミックス社会とは何か」加藤 寛・丸尾直美(eds.), ライフデザイン研究所(監修)『福祉ミックス社会への挑戦 少子・高齢時代を迎えて』序章, 中央経済社。

- Miller, S.M. 1990 "The Evolving Welfare State Mixes," in Evers, Adalbert · Wintersberger, Helmut (eds.) *Shifts in the Welfare Mix: Their Impact on Work, Social Services and Welfare Policies*, Campus Verlag · Westview Press.
- 水谷利亮 1995 「福祉多元主義と「第三者政府」——社会福祉サービス供給システムにおける民間非営利セクターの機能をめぐって——」『法学雑誌』42-2:361-386。
- 水谷利亮 1997 「福祉多元主義と社会福祉法人——社会福祉法人論の視角転換——」『総合社会福祉研究』10:110-119。
- Norman, Johnson 1987 *The Welfare State in Transition*, Harvester Wheatsheaf.=1993 青木 郁夫・山本 隆訳『福祉国家のゆくえ』法律文化社。
- Rose, Richard 1986 "Common Goals but Different Roles: The State's Contribution to the Welfare Mix," in Rose, R. and Shiratori, R. (eds.) *The Welfare State East and West*, Oxford University Press=1990 木島 賢・川口 洋子訳「混合福祉への国家の貢献」『世界の福祉国家』新評論。
- Salamon, L.M. 1993 *America's Nonprofit Sector*, The Foundation Center=1994 入山 映訳『米国の「非営利」セクター入門』ダイヤモンド社。
- 杉岡直人 1995 「福祉多元主義と企業の社会貢献活動」『北星論集』32:19-42。
- Svetlik, Ivan 1993 "Regulation of the Plural and Mixed Welfare System," in Evers, A. and Svetlik, I. (eds.) *Balancing Pluralism: New Welfare Mix in Care for the Elderly*, Avebury.
- 武智秀之 1997 「分権化とNPO」 岡沢憲美・宮本太郎 (eds.) 『比較福祉国家論』第8章、法律文化社。
- Weisbrod, B. 1986, "Toward a Theory of the Voluntary Nonprofit Sector in a Three-Sector Economy," in Rose-Ackerman, S. (ed.) *The Economics of Nonprofit Institutions: Studies in Structure and Policy*, Oxford University Press.
- 吉原雅昭 1991 「Welfare Pluralismと福祉ミックス論」『社会問題研究』40-1:147-146。

(かみやま ひでき)